

図3 その他の活動件数の推移(平成8~13年)

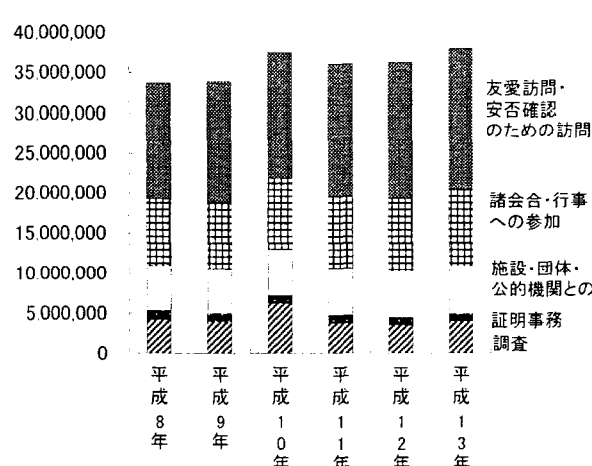


図4 その他の活動件数の推移(平成14~17年)

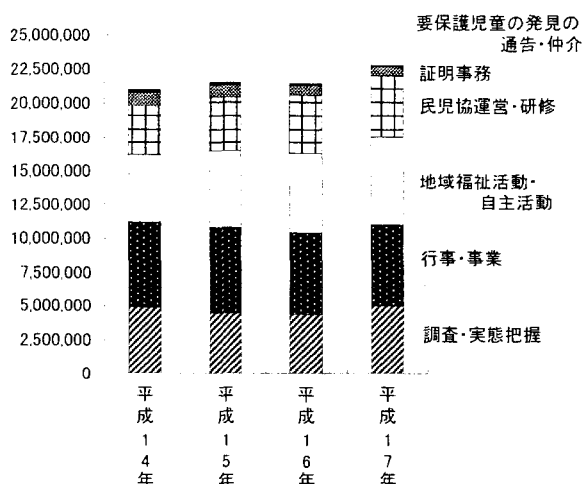


表4 その他の活動件数の推移

上段: 件数  
下段: %

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
調査	4,239,312 12.6	3,981,390 11.8	6,192,480 16.5	3,783,949 10.5	3,553,186 9.8	4,005,092 10.6
証明事務	1,022,704 3.0	962,835 2.8	950,466 2.5	935,251 2.6	860,030 2.4	846,769 2.2
施設・団体・公的機関との連絡	5,657,544 16.8	5,647,211 16.7	5,838,152 15.6	5,885,585 16.3	5,802,919 16.0	6,080,847 16.0
諸会合・行事への参加	8,290,832 24.6	8,292,026 24.5	8,776,856 23.4	8,903,068 24.7	9,040,792 25.0	9,497,554 25.0
友愛訪問・安否確認のための訪問	14,453,776 43.0	14,989,822 44.3	15,706,940 41.9	16,507,061 45.8	16,962,591 46.8	17,527,111 46.2
合計	33,664,168 100.0	33,873,284 100.0	37,464,894 100.0	36,014,914 100.0	36,219,518 100.0	37,957,373 100.0

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	
その他の活動件数	調査・実態把握	件数 4,854,408	4,419,033	4,322,631	4,947,183	
		内訳%	23.1%	20.5%	20.2%	21.7%
	行事・事業	件数 6,297,266	6,329,433	6,041,340	5,990,021	
		内訳%	30.0%	29.4%	28.2%	26.3%
	地域福祉活動・自主活動	件数 4,979,240	5,693,341	5,903,898	6,579,185	
		内訳%	23.7%	26.5%	27.6%	28.9%
	民児協運営・研修	件数 3,607,601	3,938,513	4,303,846	4,451,676	
		内訳%	17.2%	18.3%	20.1%	19.5%
	証明事務	件数 1,005,002	902,532	699,699	677,520	
		内訳%	4.8%	4.2%	3.3%	3.0%
	要保護児童の発見の通告・仲介	件数 229,728	222,920	149,366	140,268	
		内訳%	1.1%	1.0%	0.7%	0.6%
	総数	件数 20,973,245	21,505,772	21,420,780	22,785,853	
		内訳%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	指数	100.0	102.5	99.6	106.4	
委員一人当たりの活動件数	件数 224,402	224,582	226,914	226,613		
	委員数 指数	100.0	102.5	101.0	105.0	

## (2) 過去の周年活動強化方策

### ●制定年度と標題

昭和 42 (1967)年 5 月 12 日

制度創設 50 周年を期しての民生委員児童委員活動強化要綱

### ●基本的性格と民児協活動等

- 基本的性格の明確化  
「自主性」「奉仕性」「地域性」
- 「活動の基本」体得  
「社会調査」「相談助言」「資源の活用」「世帯票の整備、活動の記録と報告」
- 民生委員活動の基盤強化
  - (1) 民生委員協議会の組織活動の強化
  - (2) 社会福祉協議会の強化と地域福祉活動の推進

### ●重点活動

- (1) しあわせを高める運動の強化推進
- (2) 心配ごと相談所の普及充実
- (3) 社会福祉モニター活動の展開
- (4) 出かせぎ者、勤労青少年と家庭をむすぶ運動の展開
- (5) 子どもを事故から守る運動の展開
- (6) 共同募金運動の強化推進

### ●策定年度と標題

昭和 52 (1977)年 3 月 9 日

「これからの民生委員児童委員活動」—制度創設 60 周年を期しての活動強化方策—

### ●基本的性格と民児協活動等

- 民生委員の基本的性格とはたらき  
民生委員の基本的性格  
「自主性」「奉仕性」「地域性」  
民生委員活動の三つの原則  
「住民性」「継続性」「包括・総合性」  
民生委員活動の五つのはたらき  
「社会調査」「相談」「福祉サービス、情報提供」「連絡通報」「意見具申」
- 民生委員活動基盤強化
  - (1) 「民生委員の日」「民生委員児童委員活動強化週間」の制定実施
  - (2) 民生委員児童委員協議会組織の整備と活動強化
  - (3) 共同活動の積極的展開
  - (4) 研修の強化
  - (5) 財政と事務局体制の確立

### ●重点活動

- (1) 在宅福祉のための個別援助活動とネットワークの強化(個別活動の展開)
- (2) 福祉のまちづくり運動の促進(環境制度の改善整備)

●制定年度と標題

昭和 62 (1987)年 2 月 27 日

「21 世紀に向けての民生委員児童委員活動」—制度創設 70 周年を期しての活動強化方策—

●基本的性格と民児協活動等

- 民生委員の基本的性格とはたらき  
民生委員の三つの基本的性格  
「自主性」「奉仕性」「地域性」  
民生委員活動の三つの原則  
「住民性」「継続性」「包括・総合性」  
民生委員活動の七つのはたらき  
「社会調査」「相談」「情報提供」「連絡通報」「調整」「支援態勢づくり」「意見具申」
- 民生委員活動推進体制の充実強化  
(1) 民生委員協議会の運営強化  
(2) 共同活動の積極的展開  
(3) 計画的・組織的活動の推進  
(4) 社会福祉協議会との連携の強化  
(5) 研修の強化  
(6) 財政と事務局体制の確立

●重点活動

- (1) 個別援助活動の強化
- (2) 在宅援助のためのネットワークづくり
- (3) 福祉のまちづくりへの協力

●制定年度と標題

平成 9 (1997)年 4 月 21 日

「地域福祉の時代に求められる民生委員・児童委員活動」—活動強化方策—

●基本的性格と民児協活動等

- 活動展開のための視点  
(1) 基本的人権の尊重  
(2) 住民の福祉需要の把握  
(3) 自らの活動の点検・評価  
(4) 地域を基盤とした活動の展開  
(5) 先駆的・先見的活動の展開  
(6) 関係機関・施設・団体との連携・協働活動の推進
- 民生委員・児童委員の原則  
民生委員・児童委員の基本姿勢  
「社会的奉仕の精神」「基本的人権の尊重」「政党・政治的目的への地位利用の禁止」  
民生委員・児童委員の三つの基本的性格  
「自主性」「奉仕性」「地域性」  
民生委員・児童委員の三つの原則  
「住民性」「継続性」「包括・総合性」  
民生委員・児童委員活動の七つのはたらき  
「社会調査」「相談」「情報提供」「連絡通報」「調整」「生活支援」「意見具申」

●重点活動

- (1) 個別援助活動の強化
- (2) 在宅支援をすすめるネットワークづくり(見守りと支援のための連携体制)
- (3) 福祉のまちづくり
- (4) 子育て環境の整備、児童委員活動の推進
- (5) 協働活動の積極的展開
- (6) 民児協の機能強化

### (3) 民生委員法

第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

第二条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第三条 民生委員は、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の区域にこれを置く。

第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見をきいて、これを定める。

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴いてこれを行う。

第六条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会(特別区の議会を含む。以下同じ。)の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第七条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないとき認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から二十日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、

当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

第八条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ二人以内を市町村長が委嘱する。

- 一 市町村の議会の議員
- 二 民生委員
- 三 社会福祉事業の実施に関係のある者
- 四 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- 五 教育に関係のある者
- 六 関係行政機関の職員
- 七 学識経験のある者

3 民生委員推薦会に委員長一人を置く。委員長は、委員の互選とする。

4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第九条 削除

第十条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十一条 民生委員が左の各号の一に該当する場合には、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

- 一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- 三 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 都道府県知事が前項の具申をするに当たつては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

第十二条 前条第二項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。

2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から二週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べることができる。

3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会

は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。

第十三条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。

第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
  - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
  - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
  - 四 社会福祉を目的とする事業を經營する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
  - 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第十五条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第十六条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

- 2 前項の規定に違反した民生委員は、第十一条及び第十二条の規定に従い解嘱せられるものとする。

第十七条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

- 2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

第十八条 都道府県知事は、厚生労働大臣の定める基準に従い、民生委員の指導訓練に関して計画を樹立し、これを実施しなければならない。

第十九条 削除

第二十条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

- 2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第二十一条から第二十三条まで 削除

第二十四条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
  - 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
  - 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
  - 四 必要な資料及び情報を集めること。
  - 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
  - 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。
- 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。
  - 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。
  - 4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

第二十五条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長一人を定めなければならない。

- 2 会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。
- 3 前二項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

第二十七条 削除

第二十八条 国庫は、第二十六条の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生労働大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

第二十九条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下本条中「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下本条中「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第二十九条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。



## (4) 児童福祉法

### (第一章 第五節「児童委員」部分のみ抜粋)

#### 第一章

#### 第五節 児童委員

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

- ② 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- ④ 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によつて行う。

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
  - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
  - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
  - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
  - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- ② 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員(主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。)との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
  - ③ 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
  - ④ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第十八条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

② 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。

④ 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

第十八条の二 都道府県知事は、厚生労働大臣の定める基準に従い、児童委員の研修に関して計画を作成し、これを実施しなければならない。

第十八条の三 この法律で定めるもののほか、児童委員に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

民生委員制度創設 90 周年 活動強化方策 策定委員（敬称略）

委員長	土方 源太	全民児連	理事	（北海道）
委員	山本 喜彦	全民児連	評議員	（富山県）
委員	越田 芳子	全民児連	評議員	（石川県）
委員	真鍋 壽	全民児連	評議員	（兵庫県）
委員	堀江 正俊	全民児連	理事	（島根県）
委員	平石 強	全民児連	評議員	（佐賀県）
委員	長谷川正義	全民児連	評議員	（横浜市）
委員	金井 敏	高崎健康福祉大学	健康福祉学部 保健福祉学科	准教授
委員	山野 則子	大阪府立大学	人間社会学部 社会福祉学科	准教授
委員	中村美安子	厚生労働省	社会・援護局 地域福祉課	地域福祉専門官
委員	高橋 洋一	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局 育成環境課	児童環境づくり専門官（平成 17、18 年度 当時）
委員	斉藤 晴美	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局 育成環境課	児童環境づくり専門官（平成 19 年度）
委員	井上 和江	高知県佐川町民生児童委員協議会	主任児童委員	
委員	荻野 剛	東京都民生児童委員連合会		
委員	新崎 盛信	沖縄県社会福祉協議会	総務部	主任

（起草委員会）

委員長	堀江 正俊	全民児連	理事	（島根県）
副委員長	長谷川正義	全民児連	評議員	（横浜市）
副委員長	金井 敏	高崎健康福祉大学	健康福祉学部 保健福祉学科	准教授
委員	山野 則子	大阪府立大学	人間社会学部 社会福祉学科	准教授
委員	中村美安子	厚生労働省	社会・援護局 地域福祉課	地域福祉専門官
委員	高橋 洋一	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局 育成環境課	児童環境づくり専門官（平成 17、18 年度 当時）
委員	斉藤 晴美	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局 育成環境課	児童環境づくり専門官（平成 19 年度）
委員	井上 和江	高知県佐川町民生児童委員協議会	主任児童委員	
委員	荻野 剛	東京都民生児童委員連合会	主任	

（平成 19 年 7 月現在）